

(NO.402)

ごかのお知らせ

お知らせ

■男女共同参画講演会の開催

(総務課)

- 日時 2月1日(日) 午後1時から3時まで
- 場所 ふれあいセンター
- 入場料 無料
- 講演者 川村妙慶氏(みょうけい)
- (僧侶・アナウンサー・華道家)
- 演題 「『今をより豊かに生きるために』ここをみつめる」心がほっこりするお話です。
- 近所でお誘い合わせのうえ、お越しください。
- お問い合わせ ふれあいセンター ☎(84)3595

■生活相談の実施

(総務課)

隣保事業による生活相談(人権・福祉・教育・就業等)を実施しております。個人の秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

- 相談場所
 - ・五霞ふれあいセンター
 - ・堀之内集会所
- ※各相談所の相談日時等につきましては、五霞ふれあいセンターまでお問い合わせください。
- ☎(84)3595

■住宅借入金等特別税額控除による申告

(町民税務課)

- 平成11年から平成18年までに入居し、所得税の住宅ローン控除の適用を受けている方で、税源移譲によって、平成19年分以降の所得税における住宅ローン控除による減税額が減少する場合には、その分を翌年度分以降の住民税から減額します。
- この制度は、平成28年度分の住民税まで適用されるため、該当される場合は、毎年、確定申告の時期に申告をしてください。
- お問い合わせ 税務G(内線252)

■後期高齢者医療制度に加入される方へ

(町民税務課)

後期高齢者医療制度では、社会保険等の被扶養者であった方(扶養家族)は新たに保険料をご負担いただくこととなりますが、資格取得時から2年間は均等割保険料が軽減される経過措置があります。該当される方は、町民税務課までお問い合わせください。

※社会保険等に加入されているご家族の方へ

被扶養者が75歳となった日から、当該被扶養者の方は後期高齢者医療制度の被保険者となります。それに伴い、社会保険へは加入ができなくなりますので、現在お使いの被保険者証を勤務先などに提出し、資格喪失の手続きをお願いします。

- お問い合わせ 税務G(内線253)

■国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の確定申告用納付証明書の交付

(町民税務課)

国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料を社会保険料控除として確定申告される場合に添

付する証明書を町民税務課窓口にて交付します。この証明書は、保険税(料)を普通徴収(納付書、口座振替)により納付されている方が対象になります。窓口に取りに来られない方は町民税務課までお問い合わせください。

なお、役場で確定申告される方は証明書の添付は必要ありません。

- 交付場所 町民税務課 税務G(③窓口)
- 交付時間 午前8時30分から午後5時30分まで(土・日・祝祭日を除く)
- お問い合わせ 税務G(内線253)

■農耕作業用自動車のナンバー登録をされていますか

(町民税務課)

トラクターやコンバイン等の農耕作業用自動車も軽自動車税の課税対象車両としてナンバー登録が義務付けられていますので、新たに車両を取得された方や登録が済んでいない車両をお持ちの方は、早急に手続きをしてください。

- 小型特殊車両種別年税額
- 農耕作業用
- ・二輪のもの 1,600円
- ・四輪のもの

- 1,000cc以下 2,400円
- 1,000cc超 3,100円
- お問い合わせ 税務G(内線252)

■個人事業税の申告

(町民税務課)

個人事業税は、個人で事業を営む方で、前年中の事業所得が290万円を超えている場合に納めていただく税金です。

この税金は、国への所得税の確定申告や町に住民税の申告を行えば、県にも申告をしたこととなりますので改めて申告する必要はありませんが、それぞれの申告用紙に「事業税に関する事項」欄がありますので、該当する方は必ず記入してください。

また、不動産の貸付けによる収入がある方については、申告書に添付する収支内訳書の「貸付け不動産の保有状況」欄も必ず記入してください。

詳しくは、県税事務所までお問い合わせください。

- お問い合わせ 県税事務所 課税課 ☎(87)1120(代)